

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
施行規則

令和3年6月29日

規則第33号

改正 令和4年2月28日規則第4号

令和5年6月27日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和3年栗原市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業により影響を受ける者)

第2条の2 条例第3条第9号の事業により影響を受けると認められるものは、別表第1の左欄に掲げる発電出力の区分に応じ、同表の中欄に掲げる対象者（以下「対象者」という。）をいう。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第1項に規定する抑制区域は、別表第2に掲げる区域とする。

(説明会の開催方法)

第3条の2 条例第9条第1項及び第2項の説明会（以下「説明会」という。）は、別表第1の左欄に掲げる発電出力の区分に応じ、同表の右欄に掲げる方法により当該対象者に対して説明会を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、対象者に対して別表第1に掲げる方法により説明会を開催することが困難であると特に市長が認めるときは、市長が別に定める方法により説明会を開催することができる。

(事業の内容等の軽微な変更)

第4条 条例第9条第2項及び第10条第2項に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(住民等の理解を得られない理由)

第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 住民等が事業者の説明又は協議に応じない場合
- (2) 住民等が理解を得られない理由を明らかにしない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認める場合

(事業に着手する日)

第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に

応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請をする場合 当該申請をしようとする日
- (2) 前号以外の場合 条例第10条第1項第5号に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日
（協議事項）

第7条 条例第10条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 住民等への説明状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（協議の届出）

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業協議届出書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業変更協議届出書（様式第6号）に、別表第3に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の協議の届出について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。
（協議終了の通知）

第9条 条例第12条第1項の規定による通知は、協議終了通知書（様式第7号）によるものとする。
（工事に係る着手等の届出）

第10条 条例第13条の規定による届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（様式第8号）によるものとする。
（承継の届出）

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は、承継届出書（様式第9号）によるものとする。
（維持管理に係る報告）

第11条の2 条例第16条第2項の規定による報告は、維持管理報告書（様式第9号の2）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
（事業の終了等の届出）

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、事業終了届出書（様式第10号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。
2 条例第17条第3項の規定による届出は、発電設備処分完了届出書（様式第11号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第13条 条例第18条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

(助言、指導又は勧告)

第14条 条例第19条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書(様式第13号)によるものとする。

2 条例第19条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第14号)によるものとする。

(公表)

第15条 条例第20条第1項の規定による公表は、栗原市公告式条例(平成17年栗原市条例第3号)に規定する掲示場に掲示する方法その他適当と認められる方法により行うものとする。

(弁明の機会)

第16条 条例第20条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書(様式第15号)によるものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に係る弁明書(様式第16号)により弁明するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月27日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定による改正後の栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事に着手する事業について適用し、施行日前に工事に着手した事業については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、施行日において、第6条に規定する日以後にある事業であって、工事に着手していないものを行う事業者に関する改正後の第3条の2第1項の規定の適用については、同項中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

- 4 改正前の栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規規則の規定によるものとみなす。

別表第1（第2条の2、第3条の2関係）

発電出力	対象者	開催方法
10,000 キロワット以 上	(1) 事業区域を含む行政区（以下「事業行政区」という。）に居住する者及び所在する法人その他団体（以下「事業区域住民等」という。） (2) 事業行政区と隣接する行政区に居住する者及び所在する法人その他団体 (3) 事業区域の境界（以下「境界」という。）から200メートル以内に居住する者及び所在する法人その他団体 (4) 境界から50メートル以内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者（以下「境界土地所有者等」という。） (5) 前各号に掲げるもののほか、事業により影響を受ける者として市長が認めるもの	対象者をあらかじめ指定した日時及び会場に参集して行う説明
50キロワット以上10,000キロワット未満	(1) 事業区域住民等 (2) 境界から100メートル以内に居住する者及び所在する法人その他団体 (3) 境界土地所有者等 (4) 前3号に掲げるもののほか、事業により影響を受ける者として市長が認めるもの	対象者をあらかじめ指定した日時及び会場に参集して行う説明
10キロワット以上50キロワット未満	(1) 境界から100メートル以内に居住する者及び所在する法人その他団体 (2) 境界土地所有者等 (3) 前2号に掲げるもののほか、事業により影響を受ける者として市長が認めるもの	次のいずれかの方法による説明 (1) 対象者をあらかじめ指定した日時及び会場に参集して行う説明 (2) 個別訪問による説明 (3) その他市長が認める方法による説明

別表第2（第3条関係）

抑制区域
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地又は同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は栗原市文化財保護条例（平成17年栗原市条例第128号）第30条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地
その他市長が必要と認める区域

別表第3（第8条関係）

書類の種類	備考
事業計画書	様式第2号
事業区域等状況調書	様式第3号
説明会報告書	様式第4号
再生可能エネルギー発電事業確約書	様式第5号
法人の登記事項証明書	事業者が法人の場合（法務局が発行したものに限る。）
住民票抄本の写し	事業者が個人の場合
位置図及び現況写真	
公図の写し	事業区域全域（法務局が発行したものに限る。）
土地の登記事項証明書	事業区域全域（法務局が発行したものに限る。）
土地利用計画書（配置図）	縮尺1000分の1以上
土地造成計画平面図	縮尺1000分の1以上
土地造成計画縦断図	縮尺縦100分の1以上、横1000分の1以上
土地造成計画横断図	縮尺100分の1から200分の1まで
流量計算書	
排水施設構造図	
排水に係る放流承諾書	
事業影響予測図	事業に伴い周囲への影響範囲の予測図面（騒音・振動・電磁波・反射光等）
工事施工方法書（計画書）	作業方法及び工法を示した図書
工事実施体制表	施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書
他法令等による許認可等を受けている場合はその写し	
維持管理計画書	
その他市長が必要と認める書類	

様式第1号（第8条関係）

再生可能エネルギー発電事業協議届出書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

事 業 名	
事業区域の所在地	栗原市
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
再生可能エネルギー電気の利用の促進 に関する特別措置法第9条第1項の規 定による申請をしようとする日	年 月 日
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

事業名	
事業者住所 (主たる事務所等の所在地)	
事業者氏名 (名称及び代表者の氏名)	電話番号
設計者氏名 (名称及び代表者の氏名)	電話番号
事業区域の所在地	栗原市
事業区域の面積	m ²
敷地所有	1 自己所有地（予定含む） 2 借地 3 その他（ ）
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	kW
想定年間発電電力量	kWh
再生可能エネルギー 発電設備の設置規模	基 枚・m
	設置面積 m ² 高さ m
工事施工者住所 (主たる事務所等の所在地)	
工事施工者氏名 (名称及び代表者の氏名)	電話番号
関係法令及びその他 条例の許認可等の状況	

様式第3号（第8条関係）

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業名	
事業区域の所在地	栗原市
事業区域の面積	m ²
事業区域の現況(地目)	
うち森林	有・無 森林計画区 該当・非該当 保安林の指定 有・無 保安林の種類()
うち農地	有・無 田・畑・採草地・樹園地・耕作放棄地
湧水	有・無 利用状況()
井戸	有・無 利用状況()
温泉源	有・無 利用状況()
用水路	有・無 名称() 利用状況() 管理組合等名()
排水路	有・無 名称() 利用状況() 管理組合等名()
河川	有・無 河川名() 河川管理者名()

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林	有・無 森林計画区 該当・非該当 保安林の指定 有・無 保安林の種類()
事業区域周辺の農地	有・無 田・畑・採草地・樹園地・耕作放棄地

様式第4号（第8条関係）

説明会報告書

事業名	
事業区域の所在地	栗原市
開催方法	説明会 ・ 戸別訪問 ・ その他
開催日時	
開催場所	
対象者	1 () 行政区 2 事業区域の境界から m以内に居住する者等 3 事業区域の境界から m以内に土地を所有する者等
出席者の状況	参加者： 人 説明者： 人
説明内容	
住民等の意見・要望	
住民等の意見・要望に対する回答	

※添付書類 説明会で配布した資料、参加者名簿、土地所有者等一覧

上記の報告については、事実と相違ありません。

栗原市長 殿

事業者住所
氏名
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話

土地所有者等一覧

番号	氏名	住所	備考
	土地等の所在地		

※ 説明の対象者となっている事業区域の境界から50m以内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者について、対象となる土地等を記載すること。

再生可能エネルギー発電事業確約書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第1項の規定により、事業を施行するに当たり、事業施行中及び完了後においても下記に掲げる事項を遵守し、適切に維持管理していくことを確約します。

記

1 事業内容

事業名			
事業区域の所在地	栗原市		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー発電設備の種別		発電出力	kW
再生可能エネルギー 発電設備の設置規模	基 枚 ・ m		
	設置面積	m ²	高さ m

2 確約内容

- (1) 住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮いたします。
- (2) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- (3) 事業によって住民等に被害が及ぶ場合は、事業者及び住民等間において誠意をもって解決いたします。
- (4) 発電中止又は発電終了時には、事業者の負担と責任において再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去いたします。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備を第三者に転売又は譲渡した場合、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。

様式第6号（第8条関係）

再生可能エネルギー発電事業変更協議届出書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条第2項の規定により、下記の事業の変更について関係書類を添えて届け出ます。

記

事 業 名		
事業区域の所在地	栗原市	
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス	
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 理 由		

様式第7号（第9条関係）

協議終了通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

印

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第1項の規定により（変更）協議が終了したので通知します。

記

事業名		
事業区域の所在地	栗原市	
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス	
想定発電出力	kW	
変更の内容	変更前	変更後
市の意見		

様式第8号（第10条関係）

工事（着手・完了・中止・再開）届出書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第13条の規定により、工事の着手・完了・中止・再開について届け出ます。

記

事業名			
事業区域の所在地	栗原市		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー 発電設備の種別		発電出力	kW
再生可能エネルギー 発電設備の設置規模	基	枚	m
	設置面積	m ²	高さ m
工事の着手・完了・中止 ・再開の年月日	年 月 日		
工事の中止・再開の理由			

※ 添付書類 着手 工事工程表、工事実施体制表、
維持管理計画書（未提出の場合）
再開 工事工程表
完了又は中止 工事写真（施工前、施工中、施工後）

様式第9号（第11条関係）

承継届出書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

次のとおり事業者の地位を承継したので、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

記

被承継者に関する事項	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	事業名	
	事業区域	所在地 栗原市
	面積	m ²
承 継 年 月 日		年 月 日
承 継 事 項		
承 継 の 理 由		

※添付書類 維持管理計画書
法人の場合は登記事項証明書
個人の場合は住民票抄本

様式第9号の2（第11条の2関係）

再生可能エネルギー発電事業維持管理報告書
（自然災害又は人為災害による被害発生見込み及び被害発生時）

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第16条第2項の規定により、維持管理について報告します。

記

事業名			
事業区域の所在地	栗原市		
再生可能エネルギー発電設備の種別		発電出力	kW
状況確認年月日	年 月 日		
地域への被害の内容			
被害発生の要因			
発電設備の状況			
事業区域内の状況			
対策の内容			
対策担当者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
対策完了年月日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定		

※添付資料 被害状況及び講じた対策の内容が確認できる写真及び資料

※「対策完了年月日」の欄は、被害想定時及び対応中にある場合は、完了予定に☑をして完了予定日を記入して報告すること。なお、対応を終えた場合には再度この報告書を提出すること。

様式第10号（第12条関係）

事業終了届出書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

終了する事業名	
事業区域の所在地	栗原市
事業終了年月日	年 月 日
再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分方法	
跡地利用計画の概要	

※撤去及び処分計画並びに跡地利用計画を策定している場合は添付すること。

様式第11号（第12条関係）

発電設備処分完了届出書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第17条第3項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて届け出ます。

記

廃止した事業名	
事業区域の所在地	栗原市
処分完了年月日	年 月 日
備 考	

様式第12号（第13条関係）

（表面）

第	号	身分証明書	
所属	氏名		
	（	年 月 日 生）	
この者は、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第18条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。			
		年 月 日 交付	
		栗原市長	印
有効期限	年 月 日		

（裏面）

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例 （抜粋）
（報告及び立入調査）
第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第13号（第14条関係）

助言・指導通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

印

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	栗原市
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	kW
助言・指導の内容	

様式第14号（第14条関係）

勧告書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

印

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第19条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	栗原市
再生可能エネルギー 発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	kW
措置期限	年 月 日
勧告の内容	

様式第15号（第16条関係）

弁明の機会の付与通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長

印

下記の件については、 年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第20条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。

つきましては、同条第2項の規定により弁明の機会を付与しますので通知します。

なお、下記の弁明書の提出期限までに提出されない場合は、下記の公表を予定する事項を公表します。

記

1 公表を予定する事項

事業者氏名 (名称及び代表者氏名)			
事業者住所(所在地)			
公表の原因となつた事業の内容	事業区域	所在地	
		面積	m ²
	再生可能エネルギー発電設備の種別		
勧告の内容			
公表の時期	年 月 日		
公表の方法			

2 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日		
提出先	栗原市	部	課

様式第16号（第16条関係）

公表に係る弁明書

年 月 日

栗原市長 殿

事業者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電 話

栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり弁明します。

事 業 名	
事業区域の所在地	栗原市
公表の原因となった事業についての弁明	
その他当該事案の内容についての弁明	